

## 施術所の届出事項を変更したとき

- ◆ 届出事項を変更した時は、変更後10日以内に保健所に届出なければなりません。

必 要 書 類		注 意 事 項	
提出書類	施術所届出事項変更届	移転や法人化等による開設者の変更は新規の届出になります。	
添付書類	変 更 事 項		
	構造設備	平面図（変更前・変更後） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施術所</li> <li>・ 施術室</li> <li>・ 待合室</li> </ul> } の寸法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な設備 （ベット、施術器具、消毒設備、ドア、窓、換気装置等）</li> </ul> を記入してください。	
	従事する 施術者	従事者変更内訳書	
		新たに従事する施術者の資格免許証の写し	免許証原本と照合しますので、原本も持参してください。
		新たに従事する施術者の本人確認書類（運転免許証等）の写し	本人確認書類（運転免許証等）の原本と照合しますので、原本も持参してください。  ※原本の持参が原則ですが、原本を持参できない場合は、開設者の責任において、「写し」に原本であることを証明することで、「写し」のみでも受付可とします。  ～開設者原本確認証明の例～ 『この写しは、原本と相違ないことを証明します。  令和○年○月○日 開設者 住所 △△△△ 氏名 □□ □□ 印』
開設者の住所及び氏名	開設者が法人の場合は登記事項証明書の写し	開設者が個人の場合は運転免許証などの変更内容が確認できるものを持参してください。	
施術所の名称	添付書類はなし		

施術所届出事項変更届

令和 年 月 日

（宛先）小樽市保健所長

開設者 住所  
氏名 印  
(法人のみ)

〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名〕

施術所の届出事項を変更したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 名称 電話

2 開設の場所

3 業務の種類

4 変更年月日

5 変更事項

・ 変更前

・ 変更後

備考 記入上の注意事項について、余白に記載すること。